

【諮問第298号】

5川情個第27号
令和5年12月1日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和4年3月29日付け3川総コ第181号にて諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分のうち、別表記載番号6ないし9、11、12、14、16ないし25、27、31ないし33、41、43、44、46、48、55ないし57、59、62、63、72、74ないし77、80ないし82、84、87ないし89、93及び95の対象公文書に関し、別表「審査会の判断」欄の「開示すべき部分」に記載された情報に係る部分については、処分を取り消し、これらを開示すべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年10月5日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、〇〇の申込書から市長決裁に至るまでの書類に関する公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、「保育所整備事前相談票」、「〇〇保育所等整備法人第〇次募集（以下「本件募集」という。）における応募書類一式」、「本件募集に係る神奈川県警察本部宛て暴力団排除措置に関する照会」、「本件募集に係る応募法人とのヒアリング資料一式」、「本件募集に係る保育所等整備事業者選定委員会開催伺い等関係資料一式」及び「本件募集に係る保育所設置・運営法人の決定について（市長決裁）」を対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定し、その一部について、条例第8条第1号及び第2号アに該当するとして、令和3年11月18日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年11月22日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第298号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和3年11月22日付け審査請求書及び令和4年2月17日付け反論書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 黒塗りが多く、理解ができないため、本件処分の取消し及び不開示部分の開示を求める。
- (2) 選定委員会での内容が分からず非常に不透明である。また、市長決裁も不透明である。条例を隠れみに使うのではなく市民の知る権利を尊重して欲しい。

4 実施機関の主張要旨

令和3年12月24日付け弁明書及び令和4年8月23日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る業務について

本件処分に係る〇〇保育所整備事業は、〇〇が賃貸物件を自ら確保し、賃貸物件の内部を改修することにより認可保育所を整備するものである。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件募集に対して〇〇（以下「請求対象法人」という。）が作成・提出した応募書類と、応募書類に基づいて本市が作成した文書（選定する過程で作成した文書や、設置・運営法人の決定に係る決裁関係文書など）である。

(3) 本件処分の根拠等について

ア 条例第8条第1号該当箇所について

本件対象公文書には、法人代表者の履歴書、役員名簿（生年月日や住所等）、施設長予定者の履歴書等に個人情報が存在するため、特定の個人を識別できる情報に該当するものである。

イ 条例第8条第2号ア該当箇所について

本件対象公文書のうち、請求対象法人が作成した応募書類には、事業計画書、各種マニュアル、設計図、勤務体制表、収支計画、その他保育所の運営に係る書類が存在する。こうした文書は、請求対象法人がこれまで多くの園を運営した実績から蓄積されたノウハウや経営戦略等に基づいて作成した文書であり、開示した場合、請求対象法人の競争上の地位や正当な利益を害するおそれがある。

また、過去3年間の決算書等の財務関係書類や請求対象法人が作成した自己資金申告書、本市が請求対象法人の財務状態を分析した資料等については、請求対象法人の借入金その他の債務の内容や経営状態、資産内容等の信用力に関する情報であり、開示した場合、請求対象法人の今後の経営や保育所の運営に支障を及ぼすおそれがある。

請求対象法人の事業概要や定款、就業規則、賃金規程、育児・介護休業等に関する規程、事業計画、株主総会議事録、不動産賃貸借に関する覚書等については、専ら法人の内部に関する情報に当たり、開示した場合、請求対象法人の今後の経営や保育所の運営に支障を及ぼすおそれがある。

本市が作成した保育所整備事前相談票には、請求対象法人の応募判断根拠及び他の法人との競合状況が記載されており、開示した場合、請求対象法人及び競合した他の法人の競争上の地位や正当な利益を害するおそれがある。同じく本市が作成した選定委員会議事録には、本件募集に応募した法人（以下「応募法人」という。）の財務状態や運営方法、内部情報等に関する質疑等が含まれており、その他本市による指導監査・確認指導の結果通知書や、請求対象法人に係る応募法人運営園視察記録書、選定委員会における評価結果等、公にすることによって風評を招き、応募法人の正当な利益を害するおそれがある。加えて、本市が作成した文書である応募法人一覧等、タイムスケジュール等には、選定委員会において不選定となった法人に係る情報も含まれているが、不選定となった事実を開示した場合、当該法人の風評を招き、法人の正当な利益を害するおそれがあることから、請求対象法人に係る記載を除き、他の法人に係る記載は開示しないものとしている。

ウ 条例第8条第4号柱書該当箇所について

本件対象公文書のうち、本市が作成した採点方法や評価表（採点表）は、〇〇保育所整備事業への応募法人の事業計画や既存園の運営状況等を正確に把握して客観的かつ公平に評価するために定めているものであり、今後の選定委員会における選定の支障にならないよう、開示しないものとしている。

なお、これらの文書は、本件処分を行った時点では、応募書類に基づいて本市が作成した一連の文書を全て条例第8条第2号アに基づいて開示しないこととしていたところ、採点方法及び評価表（採点表）については条例第8条第4号柱書がより適当であることから、本件ではそのように主張するものとする。

以上のことから、本件処分は妥当であると考える。

5 審査会の判断

(1) 総論

実施機関は、本件請求を受け、本件処分について再検討を行い、本件処分においては不開示としていた部分の一部について開示相当とする旨の意見（以下「再検討結果」という。）を述べた（以下、再検討結果に対応して、本件処分のことを「当初処分」という。）。実施機関が、当初処分及び再検討結果において、本件対象公文書の一部を不開示としているのは、不開示部分が条例第8条第1号、第2号ア及び第4号柱書のいずれかに該当する情報であるとの理由である。

なお、以下において「〇〇ページ」と表記する場合、審査会が本件対象公文書の下部に通し番号として付した1ページから956ページまでのページ番号のことを指すものとする（別表において同じ。）。

まず、別表記載番号1、3、4、10、26、34、36、42、47、51、52、68、73及び94の各文書については、当初処分は妥当である。次に、別表記載番号8、11、12、14、16ないし20、22ないし25、31、32、44、46、55、57、59、62、63、72、75、77、80、81、84、88、89及び93の各文書については、当初処分は妥当でないが、再検討結果は妥当である。さらに、別表記載番号13、15、21、28、29、37、40及び45の各文書については、再検討結果は妥当ではなく、当初処分が妥当である。

また、別表記載番号6、7、9、27、33、41、43、48、56、74、76、82、87及び95の各文書については、当初処分及び再検討結果のいずれも妥当でなく、別表「審査会の判断」欄の「開示すべき部分」に記載された情報に係る部分については、処分を取り消し、これらを開示すべきであり、「不開示とすべき部分」に記載された情報については、開示することは妥当でない。

以下、それぞれについて、理由を述べる。

(2) 条例第8条第1号該当部分について

条例第8条第1号本文は、個人の尊厳や基本的人権の尊重の立場から、「個人に関する情報……であって、……特定の個人を識別することができるもの……又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権

利利益を害するおそれがあるもの」を原則的に不開示とした上で、ただし書アないしエに該当する情報については、プライバシー侵害が受忍限度内である等の理由から、例外的に開示するものとしている。

実施機関は、本件対象公文書のうち、法人代表者の履歴書、役員名簿（生年月日や住所等）及び施設長予定者の履歴書等に関し、条例第8条第1号本文に該当する個人情報が存在するとして、別表記載番号1、3、6ないし9、15、25、28、31、33、45、47、48、81及び94の各文書について部分開示処分としている。

このうち、別表記載番号6、7、33及び48の各文書について、実施機関は、当初処分及び再検討結果のいずれにおいても、ほぼ同一部分を不開示としている。実施機関が不開示としている情報のうち、代表取締役の住所は、確かに条例第8条第1号本文に該当する個人情報であるが、商業登記簿において公にされている情報であることから、同条同号ただし書アの「法令の規定により……公にされ……ている情報」に該当し、開示すべきである。

以上のほか、当初処分においては実施機関が不開示と判断したものの再検討結果において開示相当と判断した情報は、条例第8条第1号に該当する情報であるとはいえ、再検討結果が妥当である。また、当初処分及び再検討結果のいずれにおいても実施機関が不開示とした情報は、役員その他個人の住所及び氏名並びに印影等、特定の個人を識別することができる個人情報であり、条例第8条第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない情報であるため、実施機関の判断は妥当である。

（3）条例第8条第2号ア該当部分について

条例第8条第2号は、法人等の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益を保護するため、「法人その他の団体……に関する情報……であって、次に掲げるもの」を不開示とし、「ア 公にすることにより、当該法人等……の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。

実施機関は、請求対象法人が作成した応募書類、実施機関が請求対象法人の財務状態を分析した資料等、請求対象法人の定款等及び選定委員会議事録等に関し、請求対象法人が蓄積したノウハウや請求対象法人の信用力等に関する情報が存在するため条例第8条第2号アに該当するとして、別表記載番号1、3、4、9ないし24、26ないし29、31、32、34、36、37、40ないし46、51、52、55、59、62、68、72、73、76、77、80、82、84、94及び95の各文書について拒否又は部分開示処分としている。

このうち、別表記載番号9の文書については、実施機関は、当初処分及び再検討結果のいずれにおいても、会社法人等番号を不開示としている。しかし、会社法人等番号は、一般に公開されていることから、条例第8条第2号アに該当する情報であるとはいえ、当初処分及び再検討結果のいずれも妥当ではない。

別表記載番号13の文書については、実施機関は、当初処分において部分開示とし、再検討結果においては、なお部分開示としているものの、当初処分より多

くの部分を開示するとしている。しかしながら、当該文書は、請求対象法人の保育園の案内であって、紙面の内容及び構成自体も請求対象法人独自のノウハウとすることができ、これらの情報は、開示されることにより他の保育園等による類似の案内の作成が容易になると考えられることから、条例第8条第2号アに該当する情報である。したがって、再検討結果は妥当ではなく、当初処分が妥当である。

同様に、別表記載番号15の文書については、実施機関は、再検討結果において、当初処分より多くの部分を開示するとしているが、当該文書は、請求対象法人の保育園入園のしおりであって、紙面の内容及び構成自体も請求対象法人独自のノウハウとすることができるため、条例第8条第2号アに該当する情報である。したがって、再検討結果は妥当ではなく、当初処分が妥当である。

さらに、別表記載番号21の文書についても、実施機関は、再検討結果において、当初処分より多くの部分を開示するとしているが、当該文書は、請求対象法人が本件募集に対し提出した事業計画書の詳細な内容であり、見出しに用いる文言及び構成自体も請求対象法人独自のノウハウとすることができるため、条例第8条第2号アに該当する情報である。したがって、再検討結果は妥当ではなく、当初処分が妥当であるが、215ページの項目「21」の不開示部分については、請求対象法人は何らの記入をしておらず、この部分には請求対象法人のノウハウというべき内容が含まれていないことから、この部分については開示とした再検討結果が妥当である。

別表記載番号27の文書については、実施機関は、当初処分において部分開示とし、再検討結果においては、なお部分開示としているものの、当初処分より多くの部分を開示するとしている。当該文書には、保育園の案内図等が記載されているところ、再検討結果で開示するとした部分は、図面の説明文等であるから、条例第8条第2号アに該当する情報とはいえない。したがって、再検討結果は妥当であるが、平面図及び配置図は、保育園の建物等の構成、レイアウト等を示すものであって、その一部が開示されることにより、建物の間取り等が判明して請求対象法人による保育の実施に関するノウハウが明らかになったり、園児や職員等の安全確保が困難になったりするおそれがあり、条例第8条第2号アに該当する情報といえることから、図面全体を不開示とすべきである。

別表記載番号28及び29の各文書については、実施機関は、当初処分において部分開示とし、再検討結果においては、なお部分開示としているものの、当初処分より多くの部分を開示するとしている。しかしながら、再検討結果において開示するとした部分は、請求対象法人の不動産の利用に関する契約内容という外部には明らかにされない情報であって、条例第8条第2号アに該当する情報である。したがって、再検討結果は妥当ではなく、当初処分が妥当である。

別表記載番号37の文書については、実施機関は、当初処分において、表紙以外は不開示とする部分開示とし、再検討結果においては、表紙以外の部分についても、一部開示するとしている。当該文書は、請求対象法人の事業計画書という

外部には公表されない情報であり、その一部である科目等が明らかになることにより請求対象法人の事業内容が明らかになるおそれがあることから、これらは、条例第8条第2号アに該当する情報である。したがって、再検討結果は妥当ではなく、当初処分が妥当である。

別表記載番号40の文書については、実施機関は、当初処分において、各書類の表紙以外は不開示とする部分開示とし、再検討結果においては、表紙以外の部分についても、一部開示するとしている。当該文書は、請求対象法人の決算書類であって、利害関係者のみが閲覧可能な極めて機密性が高い情報であり、項目や科目等が明らかになるだけで財産状況や取引内容が推察されるおそれがあることから、これらは、条例第8条第2号アに該当する情報である。したがって、再検討結果は妥当ではなく、当初処分が妥当である。

別表記載番号41の文書については、実施機関は、当初処分において部分開示とし、再検討結果においては、なお部分開示としているものの、当初処分より多くの部分を開示するとしている。当該文書は、行政による指導監査等の結果の通知であるところ、指導監査等の結果は、請求対象法人の施設の管理、運営に関する評価であり、内容が明らかになることで風評を招くおそれがあることから、既にホームページ等で公になっている情報を除き、条例第8条第2号アに該当する情報である。したがって、当初処分及び再検討結果のいずれも妥当ではなく、別表「審査会の判断」欄の「開示すべき部分」に記載された情報に係る部分については、処分を取り消し、これらを開示すべきであるが、それ以外の部分については不開示とすることが妥当である。

別表記載番号43の文書については、実施機関は、当初処分及び再検討結果のいずれにおいても、同一箇所を不開示とする部分開示としている。しかしながら、当該文書は、監査結果が適法である旨が記載されている監査報告書であるから、開示されても請求対象法人の利益を害するとはいえず条例第8条第2号アに該当する情報ではない。したがって、当初処分及び再検討結果のいずれも妥当ではなく、開示すべきであるが、当該文書のうち、監査役個人の印影については、条例第8条第1号の個人に関する情報に該当するため、不開示とすべきである。

別表記載番号45の文書については、実施機関は、当初処分において部分開示とし、再検討結果においては、なお部分開示としているものの、当初処分より多くの部分を開示するとしている。当該文書は、取締役会議事録及び決算書類であるところ、再検討結果において開示するとした決算書類の科目名については、項目や科目等が明らかになるだけで財産状況や取引内容が推察されるおそれがあることから、これらは、条例第8条第2号アに該当する情報である。したがって、再検討結果は妥当ではなく、当初処分が妥当である。

別表記載番号76の文書については、実施機関は、当初処分及び再検討結果のいずれにおいても同一箇所を不開示とする部分開示としている。当該文書は、請求対象法人の運営園視察結果であり、835ページの「法人名」「名称」「住所」として記載された内容は、開示されても、当該法人の競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあるとはいえないため、条例第8条第2号アに該当する情報とはいえない。したがって、当初処分及び再検討結果のいずれも妥当ではなく、別表「審査会の判断」欄の「開示すべき部分」に記載された情報については、処分を取り消し、これらを開示すべきである。

別表記載番号82の文書については、実施機関は、当初処分において部分開示とし、再検討結果においては、なお部分開示としているものの、当初処分より多くの部分を開示するとしている。しかしながら、本件募集の結果、請求対象法人が選定されたことは既に明らかになっていることから、「応募法人・物件等」に記載された請求対象法人に係る情報については、条例第8条第2号アに該当する情報とはいえない。したがって、当初処分及び再検討結果のいずれも妥当ではなく、別表「審査会の判断」欄の「開示すべき部分」に記載された情報については、処分を取り消し、これらを開示すべきである。

別表記載番号95の文書については、実施機関は、当初処分において部分開示とし、再検討結果においては、なお部分開示としているものの、当初処分より多くの部分を開示するとしている。当該文書は、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）に関する照会に対する神奈川県警察本部長から実施機関への回答文書であり、応募法人全体に対するものであって特定の法人に関するものではなく、また、仮に、選定された請求対象法人が含まれることが明らかだとしても、その内容は、公にすることにより、当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、条例第8条第2号アに該当する情報とはいえない。したがって、当初処分及び再検討結果のいずれも妥当ではなく、開示すべきである。

以上のほか、当初処分においては実施機関が不開示と判断したものの再検討結果において開示相当と判断した情報は、条例第8条第2号アに該当する情報であるとはいえず、再検討結果が妥当である。また、当初処分及び再検討結果のいずれにおいても実施機関が不開示とした情報は、請求対象法人が蓄積したノウハウや請求対象法人の財務状況その他、もっぱら請求対象法人の内部情報が記載されており、条例第8条第2号アに該当する情報であるため、実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第8条第4号柱書該当部分について

条例第8条第4号柱書は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を目的として、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、公にすることにより……当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示としている。

実施機関は、実施機関が作成した採点方法や評価表には、今後の選定委員会における選定の支障にならないよう、公表しないものとしている情報が含まれているため、条例第8条第4号柱書に該当するとし、別表記載番号56、57、63、74、75、81、87ないし89及び93の各文書について不開示としている。

このうち、別表記載番号56の文書については、実施機関は、当初処分において部分開示とし、再検討結果においては、なお部分開示としているものの、当初処分より多くの部分を開示するとしている。当該文書は、本件募集における審査の方法について記載された文書であり、様式以外の具体的な記載内容は、公にすることにより、今後の類似の手續に支障を及ぼすと考えられることから、条例第8条第4号柱書に該当する情報といえる。したがって、不開示とすることが妥当であるが、723ページの2(2)に記載された内容は、具体的な審査方法又は審査結果等を推測させるものではなく、形式的な内容に過ぎないことから、条例第8条第4号柱書に該当する情報であるとはいえず、開示すべきである。

また、別表記載番号74及び87の各文書については、別表記載番号56の文書と同じ内容の文書であることから、同様に、828ページ及び876ページの2(2)に記載された内容は開示すべきである。

以上のほか、当初処分においては実施機関が不開示と判断したものの再検討結果において開示相当と判断した情報は、条例第8条第4号柱書に該当する情報であるとはいえず、再検討結果が妥当である。また、当初処分及び再検討結果のいずれにおいても実施機関が不開示とした情報は、本件募集における評価、選定に関する情報であって、公にすることにより、今後の同種事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第4号柱書に該当する情報であるため、実施機関の判断は妥当である。

(5) 附言

別表記載番号35の文書については、実施機関は、当初処分及び再検討結果のいずれにおいても、同一箇所を不開示とする部分開示としている。しかし、当該文書は、請求対象法人の収支予算書という外部には公表されない情報であり、実施機関が不開示とした金額等についてのみならず、開示した勘定項目についても、これが明らかになることにより、請求対象法人の収支が推察されるおそれがあることから、これらすべてが条例第8条第2号アに該当する情報である。したがって、当該部分を開示した実施機関の判断は妥当ではないが、既に開示された部分については審査請求の対象範囲外であることから、当審査会としては、当該部分に関する開示が妥当ではない旨指摘するにとどめる。

以上の次第で、前記1の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	板垣勝彦
委員	田所美佳
委員	早川和宏
委員	本間春代

【諮問第298号 別表】

【留意事項】

1 「根拠条文」欄は、①は8条1号、②は8条2号ア、④は8条4号柱書を根拠としていることを示している。

2 「ページ番号」欄は、審査会が対象公文書の下部に通し番号として付したページを指すものとする。

番号	ページ番号	対象公文書	当初処分			実施機関の再検討結果			審査会の判断			
			開示・不開示	根拠条文	不開示部分概要	開示・不開示	根拠条文	開示相当とした部分	開示・不開示	根拠条文	開示すべき部分	不開示とすべき部分
1	1	保育所整備事前相談票	部分開示	①、②	担当者名、法人情報	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
2	2	〇〇保育所整備事業申込書類	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	3	(第1号様式)〇〇保育所等整備事業申込書	部分開示	①、②	法人代表者印影、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
4	4	(第2号様式)法人等調査書	部分開示	②	職員数、諸規定の整備状況	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
5	5～7	運営保育所一覧	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	8	代表者略歴	部分開示	①	生年月日、住所、学歴、職歴	部分開示	①	「以上」という文字	部分開示	①	「以上」という文字、代表取締役住所	—
7	9	役員名簿	部分開示	①	生年月日、性別、住所	—	—	—	部分開示	①	代表取締役住所	—
8	10～12	履歴事項全部証明書	部分開示	①	登記官印影	全部開示	—	登記官印影	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
9	13	印鑑証明書	部分開示	①、②	登録印影、会社法人等番号、整理番号、登記官印影、代表者生年月日	部分開示	①、②	登記官印影	—	—	登記官印影、会社法人等番号	—
10	14～17	施設経営理念等について	部分開示	②	法人等理念の内容	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
11	18～20	法人の事業概要	部分開示	②	書類のタイトル以外の全て(項目名及びその内容)	部分開示	②	項目名、法人概要(職員数除く)、運営している施設の概要、施設の整備実績の一部	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
12	21～24	(第3号様式)現在運営している保育園等の概要	部分開示	②	各項目の内容	部分開示	②	・図表内の項目・(3)「保育計画」や(7)「園年間行事」のように、別資料を添示するに留まる箇所及び(6)過去3年間の障害児受入れ状況のように空欄の箇所	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
13	25～66	〇〇保育園〇〇のご案内	部分開示	②	保育理念、クラス構成、園舎見取り図、保育園での生活、保育内容、年間指導計画等	部分開示	②	目次、図表等の項目名、施設概要の一部等	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり
14	67～70	(第3号様式)現在運営している保育園等の概要	部分開示	②	各項目の内容	部分開示	②	表中の項目名、別紙参照としている項目	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
15	71～93	〇〇保育園 入園のしおり	部分開示	①、②	受入れ人員・保育時間、保育園での生活、保育内容、年間指導計画(職員印影含む)等	部分開示	①、②	図表等の項目名、施設概要の一部等	部分開示	①、②	—	実施機関の当初処分のとおり
16	94～127	(第4号様式)現在運営する認可保育所一覧表	部分開示	②	川崎市以外の保育園における給食、一時保育、第三者評価、延長保育、障害児保育	全部開示	—	川崎市以外の保育園における給食、一時保育、第三者評価、延長保育、障害児保育	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
17	128～132	定款	部分開示	②	定款の内容、法人代表者印影	部分開示	②	章名	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
18	133～146	〇〇 就業規則	部分開示	②	規則の内容	部分開示	②	章名	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
19	147～151	〇〇 賃金規程	部分開示	②	規程の内容	部分開示	②	章名	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
20	152～157	〇〇 育児・介護休業等に関する規程	部分開示	②	規程の内容	部分開示	②	章名	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
21	158～219	(第5号様式)事業計画書	部分開示	②	各項目の内容	部分開示	②	・項目名(図表内の項目名を含む。) ・整備施設概要(賃借料を除く。)、保育室等面積、保育室等を2階以上に設ける場合等	部分開示	②	項目21「屋外遊技場を近隣公園等代替する場合」については実施機関の再検討結果のとおり。その余の部分については実施機関の当初処分のとおり	—
22	220～250	〇〇 安全マニュアル	部分開示	②	マニュアルの内容	部分開示	②	目次、項目名	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
23	251～257	〇〇 虐待防止マニュアル	部分開示	②	マニュアルの内容	部分開示	②	項目名等	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—

番号	ページ番号	対象公文書	当初処分			実施機関の再検討結果			審査会の判断			
			開示・不開示	根拠条文	不開示部分概要	開示・不開示	根拠条文	開示相当とした部分	開示・不開示	根拠条文	開示すべき部分	不開示とすべき部分
24	258	危機管理マニュアルの説明	拒否	②	危機管理マニュアルがない理由の説明	全部開示	②	危機管理マニュアルがない理由の説明	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
25	259	履歴書	部分開示	①	個人の経歴	部分開示	①	項目名	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
26	260	職員の勤務体制表(予定)	部分開示	②	勤務時間、児童数、保育士数	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
27	261～262	案内図	部分開示	②	建築概要、平面図、平面図のタイトル	部分開示	②	建築概要、平面図の一部、平面図のタイトル	部分開示	②	建築概要及び平面図のタイトルについては実施機関の再検討結果のとおり。平面図については実施機関の当初処分のとおり	—
28	263	売渡承諾書	部分開示	①、②	承諾書の内容	部分開示	①、②	売渡者の氏名、住所以外の項目	部分開示	①、②	—	実施機関の当初処分のとおり
29	264～265	覚書	部分開示	②	覚書の内容	部分開示	②	賃貸借条件(契約形態、月額賃料、建設協力保証金、契約期間)以外	部分開示	②	—	実施機関の当初処分のとおり
30	266	近隣の皆様への挨拶文	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	267	〇〇近隣説明記録	部分開示	①、②	説明状況の記録	部分開示	①、②	説明先に附番した番号	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
32	268～271	(第7号様式)法人等自己資金申告書	部分開示	②	金額、年間賃借料、残高証明書の内容	部分開示	②	1(1)整備等内訳の表中の「項目」「金額」という項目名、残高証明書の様式部分	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
33	272	(第8号様式)川崎市暴力団排除条例に基づく個人情報の外部提供同意書	部分開示	①	個人印影、性別、生年月日、役員等の現住所	—	—	—	部分開示	①	代表取締役住所	—
34	273	(第9号様式)コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書	部分開示	②	法人代表者印影、該当の有無	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
35	274～276	(第10号様式)応募施設の収支予算書(令和〇年度・令和〇年度・令和〇年度)	部分開示	②	予算金額、内訳	—	—	—	部分開示	②	—	勘定科目の項目
36	277	(第11号様式)債務状況等自己申告書	部分開示	②	該当の有無、有の場合の対象金額、法人代表者印影、監事印影	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
37	278～282	第30期 事業計画書	部分開示	②	事業計画書の記載内容	部分開示	②	書類のタイトル、科目名	部分開示	②	—	実施機関の当初処分のとおり
38	283～284	B 法人資金収支計算書及び内訳書	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	285～286	C 事業活動収支計算書及び内訳書	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	287～627	財4 直近3年分の決算書類一式	部分開示	②	貸借対照表、損益計算書他	部分開示	②	各書類のタイトル、貸借対照表の科目名、損益計算書の科目名等	部分開示	②	—	実施機関の当初処分のとおり
41	628～685	平成〇年度民設民営保育所指導監査及び確認指導等の結果について(通知)	部分開示	②	指導監査結果の概要、指導監査結果の一部等	部分開示	②	指示事項がない場合の通知文、特記事項のない指導監査結果	部分開示	②	項目等様式相当部分	通知本文、公になっている文書指示事項以外の事項の内容
42	686～687	他2 独立監査人の監査報告書(外部監査を受けている場合)	部分開示	②	添付資料	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
43	688～690	監査報告書	部分開示	②	報告内容	—	—	—	部分開示	①	個人印影を除く報告内容	—
44	691	〇〇 役員報酬	部分開示	②	決算期、総額	部分開示	②	決算期	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
45	692～696	取締役会議事録(決算書類含む)	部分開示	①、②	議事内容、個人の印影、決算書類	部分開示	①、②	決算書類の科目名	部分開示	①、②	—	実施機関の当初処分のとおり
46	697～700	納税証明書	部分開示	②	項目、証明内容	部分開示	②	項目(納税証明書の様式に当たる部分開示)	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
47	701～704	〇〇保育所等整備法人募集(第〇次募集)における応募法人の暴力団排除措置に関する照会について	部分開示	①	照会対象者の氏名、住所、性別、生年月日等	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
48	705	(第8号様式)川崎市暴力団排除条例に基づく個人情報の外部提供同意書	部分開示	①	個人印影、性別、生年月日、現住所	—	—	—	部分開示	①	代表取締役住所	—
49	706～707	川崎市指定管理者制度の指定に係る暴力団排除措置要綱	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	708～713	指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—

番号	ページ番号	対象公文書	当初処分			実施機関の再検討結果			審査会の判断			
			開示・不開示	根拠条文	不開示部分概要	開示・不開示	根拠条文	開示相当とした部分	開示・不開示	根拠条文	開示すべき部分	不開示とすべき部分
51	714～715	〇〇保育所整備事業(第〇次募集)ヒアリングタイムスケジュール	部分開示	②	事業者名称	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
52	716～717	〇〇保育所等整備事業(第〇次募集)に関するヒアリング実施について(通知)	部分開示	②	ヒアリング対象案件数	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
53	718～719	〇〇保育所整備事業(第〇次募集)ヒアリング 次第	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	720～721	〇〇保育所等整備事業(第〇次募集)に係る保育所等整備事業者選定委員会の開催について	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	722	〇〇保育所整備事業(第〇次募集)応募法人一覧	部分開示	②	法人名、最寄駅、候補物件所在地、整備定員、区別応募定員等	部分開示	②	応募物件数、法人に附番された番号	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
56	723～724	〇〇認可保育所(定員30人以上)の審査について	部分開示	④	各委員による採点に関する説明	部分開示	④	小見出し	部分開示	④	小見出し及び小見出し2(2)の記載内容	—
57	725～729	評価表	部分開示	④	評価項目、配点、配点の考え方等	部分開示	④	表の区分	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
58	730～731	川崎市保育所等整備事業者選定委員会(〇〇部会)委員名簿	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	732	〇〇保育所等事業(第〇次募集)に係る保育所等整備事業者選定委員会の開催について(通知)(案)	部分開示	②	選考対象	部分開示	②	認可保育所数	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
60	733	審議会等の会議開催のお知らせ	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	734～767	〇〇保育所等整備法人募集要項(令和〇年〇月開所 〇次募集)	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	768	〇〇保育所等整備事業(第〇次募集)に係る保育所等整備事業者選定委員会の開催について(通知)(委員用)	部分開示	②	選考対象	部分開示	②	認可保育所数	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
63	769～773	評価表(新旧)	部分開示	④	評価項目、配点、配点の考え方等	部分開示	④	表の区分	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
64	774	〇〇保育所等整備事業(第〇次募集)に係る保育所等整備事業者選定委員会の開催について(通知)(事業者用)	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
65	775	〇〇保育所整備事業(第〇次募集)保育所等整備事業者選定委員会〇〇部会 次第	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	776	川崎市保育所等整備事業者選定委員会(〇〇部会)委員名簿	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	777	保育所等整備事業者選定委員会〇〇部会 座席図	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
68	778	〇月〇日(〇) 保育所等整備事業者選定委員会 タイムスケジュール	部分開示	②	事業者名、所要時間	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
69	779	〇〇保育所等整備事業(第〇次募集)川崎市保育所等整備事業者選定委員会 〇〇部会 配布資料一覧	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70	780～791	川崎市附属機関設置条例	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	792～825	〇〇保育所等整備法人募集要項(令和〇年〇月開所 第〇次募集)	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	826	〇〇保育所等整備事業(第〇次募集)応募法人一覧	部分開示	②	請求対象法人以外の、区名、応募法人に附番された番号、法人名、定員、最寄駅、候補物件所在地	部分開示	②	区名、応募法人に附番された番号	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
73	827	応募法人が運営する保育所の過去3年分の監査報告について(文書指摘事項のみ)	部分開示	②	請求対象法人以外の法人名、指摘内容	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—

番号	ページ番号	対象公文書	当初処分			実施機関の再検討結果			審査会の判断			
			開示・不開示	根拠条文	不開示部分概要	開示・不開示	根拠条文	開示相当とした部分	開示・不開示	根拠条文	開示すべき部分	不開示とすべき部分
74	828～829	〇〇認可保育所(定員30人以上)の審査について	部分開示	④	各委員による採点に関する説明	部分開示	④	小見出し	部分開示	④	小見出し及び小見出し2(2)の記載内容	—
75	830～834	評価表	部分開示	④	評価項目、配点、配点の考え方等	部分開示	④	表の区分	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
76	835～836	〇〇保育所等整備 応募法人運営監視記録書	部分開示	②	各項目記載内容	—	—	—	部分開示	②	法人名、名称、住所	—
77	837	評価項目(22)整備予定地の評価について～事務局提案～ 〇〇認可保育所(定員30人以上)	部分開示	②	提案内容	部分開示	②	法人に附番された番号、表の項目	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
78	838	【案内図⑧ 〇〇認可保育所】 物件所在地:〇〇	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79	839～840	〇〇保育所整備事業(第〇次募集)保育所等整備事業者選定委員会(〇〇部会) 整備予定地の評価	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80	841～843	〇〇保育所整備事業(第〇次募集)川崎市保育所等整備事業者選定委員会 〇〇部会 応募法人運営監視記録書	部分開示	②	視察園の写真	部分開示	②	視察園名	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
81	844～863	〇〇保育所整備事業(第〇次募集)保育所等整備事業者選定委員会(〇〇部会)(令和〇年〇月〇日開催)議事録	部分開示	①、④	個人名、評価、採点方法	部分開示	①、④	監査法人名、発言者名、審議には影響しない発言内容	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
82	864～867	〇〇保育所整備事業(第〇次募集)における保育所設置・運営法人の決定について	部分開示	②	応募法人・物件等、審査結果、不選定理由	部分開示	②	選考対象施設がある区名、表中の応募法人に附番された番号	部分開示	②	選考対象施設がある区名、表中の応募法人に附番された番号、請求対象法人に係る情報	—
83	868～869	〇〇保育所整備事業(第2次募集)における設置・運営法人の審査結果について(報告)(市長宛鑑文)	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
84	870～872	〇〇保育所整備事業(第〇次募集)設置・運営決定法人等概要	部分開示	②	法人情報、整備計画	部分開示	②	法人名、代表者名、本社所在地、設立年月日、整備計画(延床面積を除く)	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
85	873～874	〇〇保育所等整備事業(第〇次募集)における保育所設置・運営法人の決定について(通知)(川崎市保育所等整備事業者選定委員会〇〇部会委員宛)	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
86	875	〇〇保育所等整備事業(第〇次募集)における保育所設置・運営法人の決定について(通知)(請求対象法人宛)	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
87	876～877	〇〇認可保育所(定員30人以上)の審査について	部分開示	④	各委員による採点に関する説明	部分開示	④	小見出し	部分開示	④	小見出し及び小見出し2(2)の記載内容	—
88	878～882	評価表	部分開示	④	評価項目、配点、配点の考え方等	部分開示	④	表の区分	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
89	883～887	川崎市における保育所等設置・運営予定法人の財務評価に関する報告書	部分開示	④	請求対象法人の財務情報評価	部分開示	④	一部の表の項目、ページの番号	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
90	888～921	〇〇保育所等整備法人募集要項(令和〇年〇月開所 第〇次募集)	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91	922～933	川崎市附属機関設置条例	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
92	934	川崎市保育所等整備事業者選定委員会(〇〇部会)委員名簿	全部開示	—	—	—	—	—	—	—	—	—
93	935～954	評価表(採点表)(〇月〇日A委員、B委員、C委員、D委員)	部分開示	④	評価項目、配点、配点の考え方	部分開示	④	表の区分	—	—	実施機関の再検討結果のとおり	—
94	955	(第1号様式)〇〇保育所等整備事業申込書	部分開示	①、②	法人代表者印影、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス	—	—	—	—	—	実施機関の当初処分のとおり	—
95	956	(様式2)回答書(神奈川県警察本部暴力団対策課発出)	部分開示	②	項目、回答内容	部分開示	②	項目	全部開示	—	項目、回答内容	—